

(5) 漁業生産基盤整備

イ 漁港漁場等の整備

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)は、水産業の健全な発展及び水産物供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港及び漁場整備を総合的かつ計画的に推進して、国民生活の安定と国民経済の発展と豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とした法律です。

この法律に基づき、本県では漁港の整備、魚礁の設置等による魚類又はあわび・うに等の漁場の整備、しゅんせつ等の漁場保全事業を実施しています。

(イ) 漁港の整備

平成20年3月現在、漁港漁場整備法に基づいて指定を受けた本県の漁港は142港となっています。

本県の漁港整備は、水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効果的に供給する体制の整備を図るため、昭和26年の第1次漁港整備長期計画から平成13年までの第9次漁港整備長期計画に基づき、漁港施設の整備を行ってきました。

平成14年度からは、漁港・漁場・漁村を一体的・総合的に整備する事業体系となったことで、水産基盤整備事業・漁村総合整備事業としてより効率的・効果的に整備を進めています。

区分	内容	漁港数
第1種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの	115港
第2種	その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないもの	21港
第3種	その利用範囲が全国的なもの	○女川漁港(女川町) ○渡波漁港(石巻市) 2港
特定第3種	第3種のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの(全国で13港指定されている)	○気仙沼漁港 ○石巻漁港 ○塩釜漁港 3港
第4種	離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	○鮎川漁港(石巻市) 1港
計		142港

資料：宮城県農林水産部水産業基盤整備課とりまとめ

表30 県内漁港の種類と数

(ロ) 漁場の整備

本県では、水産資源の持続的な利用と水産物の安定的な供給を図るため、昭和51年度から平成12年度まで「沿岸漁場整備開発事業」により魚礁の設置等による新たな漁場の開発や水産物供給体制の整備を行ってきました。

平成13年度以降は「漁港漁村整備事業」と「沿岸漁場整備開発事業」を再編した水産基盤整備事業により、従来から行われてきた漁場開発のほか、魚介類の稚仔の保護・育成等を目的とした漁場の整備にも力を入れています。

また、作濤・しゅんせつ、干潟の造成等水産資源の生息環境の保全・創造への取組も行っています。

事業名	箇所数又は実施場所	事業量合計	事業費合計(千円)
並形魚礁設置事業	117か所	58,887 空m ³	806,244
大型魚礁設置事業	32か所	91,543 空m ³	1,397,212
人工礁設置事業	仙台湾	60,428 空m ³	720,000
	志津川湾	41,072 空m ³	472,500
	牡鹿地区	35,666 空m ³	523,880
	雄勝地区	46,614 空m ³	607,400
	唐桑地区	46,286 空m ³	698,930
	荒浜地区	31,125 空m ³	658,350
	出島地区	31,179 空m ³	750,700
	大根地区(七ヶ浜)	30,458 空m ³	751,300
	宮城県中部地区	24,141 空m ³	357,800
	仙台湾地区	31,096 空m ³	559,300
海域礁設置事業	宮城中部地区	263,023 空m ³	3,472,400
地先型増殖場造成事業	磯根漁場23地区	210,470 m ²	4,494,918
	千島・麻賀改良4地区	4,660,720 m ²	2,285,120
漁港漁場機能高度化事業	牡鹿地区	53,000 m ²	146,600
漁場保全事業	気仙沼湾	325,795 m ² 190,940 m ³	1,767,860
	松島湾	660,958 m ³	2,354,900
漁場環境創造事業	志津川湾・鳥の海	45,400 m ²	323,900

表31 漁場整備事業実績(昭和51年から平成19年まで)

ロ 漁業生産施設等の整備

本県では、沿岸漁業・漁村をめぐる厳しい情勢に対処するため、沿岸漁業等の生産性の向上と従事者の地位の向上等を目的に、昭和37年から沿岸漁業構造改善事業が継続的に実施され、漁業生産基盤、近代化施設、漁村環境、都市と漁村の交流促進のための施設整備等が行われてきました。

平成13年6月に水産基本法(平成13年法律第89号)が制定された後は、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を目的に、漁業生産環境の改善に必要な施設の整備及び持続的な漁業生産体制を構築するのに必要な共同利用施設等の整備を進めています。

特に本県水産物の安全・安心を確保し、一層の信頼性の向上を図るため、高度な衛生処理機能を有したかき処理場等の整備に主眼をおいて事業を実施しています。

年度	施設区分	事業主体	事業量	事業費 (百万円)
12	増養殖用作業保管施設 (漁具倉庫)	女川町漁協	木造2階建1棟 115 m ² 休憩室, トイレ等	18.9
	増養殖用作業保管施設 (共同かき処理場)	石巻市東部漁協	木造一部鉄骨2階建1棟 748 m ² 機械室, 休憩室等	215.3
	水産物荷さばき施設 (かき共販所)	宮城県漁連	鉄骨作り平屋建1棟 314 m ² 空冷冷凍機2台, ユニットクーラー2台	49.9
	漁船保全修理施設 (漁船捲揚施設)	関上漁港	漁船捲揚機1基, 機械室13 m ² , 台車2台, レール軌道1線, 洗浄機2基	31.5
	小計	4件		315.6
13	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	歌津町漁協	鉄骨平屋建1棟 316 m ² , ポンプ室1棟 3.3 m ²	69.8
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場, クレーン)	志津川町漁協	鉄骨一部2階建1棟 881 m ² , トイレ1棟 15 m ² , 2 t クレーン1基	251.0
	小計	2件		320.8
14	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	河北町漁協	鉄骨平屋建1棟 250 m ²	49.0
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	松島町漁協	鉄骨一部2階建1棟 1,020 m ² , クレーン3基	297.0
	小計	2件		346.0
15	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	気仙沼地区漁協 (6件)	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 紫外線殺菌装置)	69.3
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	志津川町漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化式貯水タンク, 浄化水槽)	18.4
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	石巻市東部漁協 (2件)	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化式貯水タンク, 浄化水槽)	117.6
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	石巻地区漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化式貯水タンク, 浄化水槽)	39.9
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	石巻地区漁協	鉄骨平屋建1棟 313 m ² , 休憩室, トイレ等	127.9
	漁業用作業保管施設 (わかめ集出荷施設)	県漁連	鉄骨平屋建1棟 1,632 m ² , 電子入札システム一式	188.0
	小計	12件		561.1

表32 漁業生産施設等の整備実績

年度	施設区分	事業主体	事業量	事業費
16	漁業用作業保管施設 (ほたてネット洗浄施設)	唐桑町漁協	木造平屋建て1棟 75.36 m ² , 廃水処理槽上屋	28.1
	漁業用作業保管施設 (わかめ集出荷施設)	歌津町漁協	鉄筋平屋建て 348.0 m ²	26.8
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	女川町漁協	鉄筋一部2階建て1棟 294.8 m ² , 屋外便所1棟 18 m ²	89.3
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	気仙沼地区漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 紫外線滅菌装置, 浄化水槽, クレーン等)	58.8
		石巻地区漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	52.1
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	石巻東部漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	41.2
	漁場管理強化施設 (密漁監視船)	牡鹿漁協ほか7漁協	密漁監視船1隻(FRP製 6.4 t船体, ディーゼル機関 330 kW, ウォータージェット推進装置等)	25.2
小計	7件		321.4	
17	漁場管理強化施設 (赤外線カメラ監視システム)	女川町漁協	赤外線カメラ(冷却式), 望遠レンズ, 電動回転台, 鉄塔等	35.4
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	鳴瀬町漁協	鉄骨平屋建1棟 850 m ² , 浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	295.0
	小計	7件		330.4
18	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場)	石巻市東部漁協	鉄骨平屋建1棟 850 m ² , 浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	152.25
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	歌津町漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 紫外線殺菌装置, 浄化水槽等)	13.02
	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	塩釜市浦戸漁協	かき浄化施設一式(海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽等)	23.1
	大型自動のり自動乾燥施設	葛蒲田浜海苔生産組合	大型のり自動乾燥機, 附帯施設	42.735
	漁場管理強化施設 (赤外線カメラ監視システム)	雄勝町東部漁業協同組合	赤外線カメラ海上監視システム一式(赤外線カメラ本体, 周辺機器, 映像関連装置)	18.9
	小計	5件		250.005

表3-2 漁業生産施設等の整備実績(つづき)

年度	施設区分	事業主体	事業量	事業費
19	海水処理施設 (かき浄化処理施設)	宮城県漁協 (歌津稲刈)	かき浄化施設一式 (海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 紫外線殺菌装置, 浄化水槽等)	18.9
	漁業用作業保管施設 (共同かき処理場) 種苗生産施設 (ノリ陸上採苗施設) ※合体事業	宮城県漁協 (塩釜市浦戸桂島)	木造一部鉄骨平屋建1棟 108㎡, 浄化施設一式 (海水取水ポンプ, 海水ろ過器, 電気式塩素発生機, 浄化水槽 等) ノリ陸上採苗施設1棟 糸状体管理施設1棟 (冷凍庫, 給水, 温度調整, 電気, 配管, 採苗用顕微鏡設備一式)	195.3
	小 計	2 件		214.2

表 3 2 漁業生産施設等の整備実績 (つづき)

○漁港漁場整備長期計画について

1 漁港漁場整備長期計画の位置づけ

漁港漁場整備計画は、漁港漁場整備法第6条の3の規定に基づき5年を一期として政府が策定します。

計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定します。
(水産庁より19年6月公表)

2 新たな長期計画(H19~H23年度)で取組む重点課題

- (1) 我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上
- (2) 国際競争力強化と力強い産地づくりの推進
- (3) 水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成

3 重点課題に対する成果目標と事業量

成果目標 (概ね5ヶ年後)	●自給率目標達成のため水産物を約14.5万トン増産 ●水産物流通拠点地区において、高度な衛生管理対策の下での水産物の出荷割合を約5割に向上 陸揚岸壁が耐震化される漁港の割合を約4割に向上 ●漁村の漁業集落排水処理人口比率を約6割に向上 防災機能が強化された漁村の人口比率を約3割に向上
事業量	●魚礁や増養殖場の整備 概ね7.5万ha 漁場の効用回復のための堆積物等の除去 概ね25万ha 藻場・干潟の保全等 概ね5千ha ●水産物流通拠点地区の整備 概ね150地区 水産物生産拠点地区の整備 概ね485地区 ●集落排水施設や防災関連施設の整備 概ね280地区

4 宮城県水産基盤整備計画について

宮城県の水産業の健全な発展と県民生活の安定向上を図るため、「漁港・漁場・漁村」の整備に関する基本的な方針を定め、事業実施に向けた整備計画を策定しました。

宮城県が進める、将来ビジョン「富県共創!活力とやすらぎの邦づくり」や水産業の振興を目的とした「みやぎ海とさかなの県民条例」・「水産業の振興に関する基本的な計画」における水産基盤整備に関する部門計画として位置づけられます。

(1) 基本目標・計画期間

国で定めた重点課題を基本目標としています。

計画期間は国と同様にH19~H23年度の5ヶ年としています。

(2) 計画の事業規模

区分	内容	適用
事業費	200億円	
実施地区	45地区	継続29, 新規16
県	24地区	気仙沼管内8, 石巻管内7, 仙台管内9
市町	21地区	気仙沼市1, 本吉町1, 南三陸町5, 石巻市2, 女川町6, 東松島市4, 塩竈市1, 山元町1

(水産業基盤整備課)

○山元町磯浜の座礁船撤去作業について

1 事故の発生

座礁事故は、平成19年4月17日午前4時頃、山元町磯浜漁港沖合約50m付近で発生しました。

座礁した船は、相馬港へ入港予定でしたが、機関室への浸水、悪天候（事故発生当時、宮城県沿岸に強風波浪警報、福島県沿岸に暴風警報が発令中）もあり、事故に至りました。

乗組員（ロシア人17名）は午前9時までに海上保安部のヘリコプターにより全員救助されました。

2 座礁船

座礁したのは、船名「JANE号」、貨物船総トン数4,643t、船舶の所有者はプルコム・リミテッド社（ジブラルタル）、運航者はサハリンモルトラン社（ロシア）、積荷の石炭5,248tは南相馬市の製紙会社で使用される予定でした。

3 経過

事故発生後、直ちに山元町に対策本部が設置され、第二管区海上保安本部の指導のもと第1回座礁事故連絡調整会議が開催され、事故への対応が協議されました。（以降、連絡調整会議は2月まで13回開催）

事故後、現場周辺海域に油膜が確認され、コウナゴ漁等が休漁を余儀なくされる等、漁業に影響が生じました。

船体の撤去作業を行うサルベージ会社は、5月下旬に国外の会社に決定し、6月下旬より石炭の回収作業が開始されましたが、波浪等により作業は計画どおりに進まず、9月には台風シーズンに入ったこともあり、作業は一時休止となり、12月から再開されました。

そして、2月下旬には陸上からの牽引作業により、船首部、船尾部を砂浜まで引き寄せることに成功しました。

3月には船舶所有者と、県内の解体業者と船体（船骸）の売買契約が結ばれ、現在、解体作業を進めています。

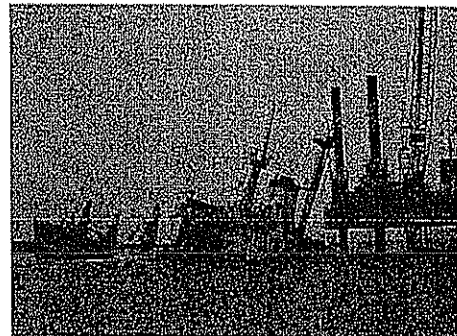
4 県の対応

事故発生後、直ちにオイルフェンス440m（20m×22本）、中和剤30缶（18ℓ/缶）、吸着マット50箱を現地に配備し、漁業取締船による海面汚濁調査、防災ヘリコプターによる浮遊油の航空撮影、周辺海域の環境調査等を実施するとともに、山元町、海上保安本部、福島県、県漁業協同組合等との連携調整を図りました。

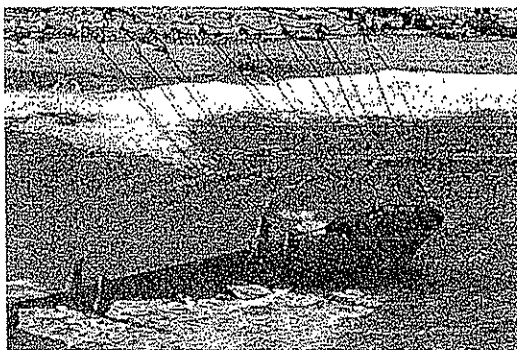
また、知事、副知事、県議会産業経済委員会による現地視察の際には現場代表者に早期撤去の要望を行うとともに、知事から船舶所有者等に対し要請文を送付する等、問題解決に向けて対応を行っています。



（4月17日座礁当日の船体）



（6月：昇降式台船での作業）



（2月：船体牽引作業） 撮影：第二管区海上保安本部

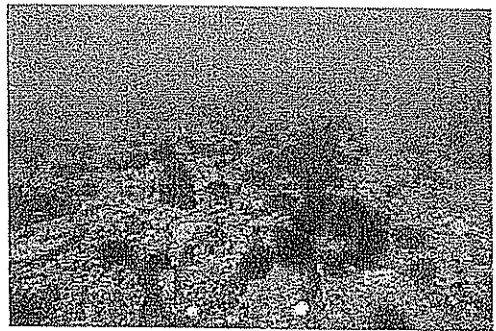


（3月：海岸に引き寄せられた船骸）
（水産業基盤整備課）

○磯焼け漁場再生への取組

1 経緯

本県沿岸域は、岩礁にコンブやワカメ等の大型海藻群が繁茂し、アワビやウニ等の磯根資源の増殖や魚類の生息場の役割を果たしてきました。しかし、近年、リアス式海岸が続く牡鹿半島以北の岩礁域においては、コンブやワカメ等多くの種類の海藻が減少し、代わりにむき出しになった岩礁域をサンゴモと呼ばれる海藻が覆う「磯焼け」現象が起きています。磯焼けが発生すると藻食動物は餌料不足に陥り、アワビは身が痩せてしまい、食用部分であるウニの生殖巣部位が肥厚しない等、漁業資源としての価値の低下を招き、漁業生産に大きな打撃を与えます。



(図)「磯焼け」減少が進行した岩礁域

このため、磯焼けが発生している地区の漁業者は、磯根資源を回復させるため、磯焼け解消に向けた対策に取り組んでいます。

2 概要

(1) 県の取組

県では、気仙沼水産試験場が北部地区をフィールドに「藻場再生に伴うアワビ・ウニの資源管理に関する研究」を平成19～21年度を期間として実施しています。本事業では、漁協等による磯焼け対策活動への指導や、藻場およびアワビ資源の回復過程の把握、磯焼けによるアワビ資源への影響評価を進めています。

(2) 地区毎の取組

- 1) 本吉地区では、本吉町が磯焼け基礎知識の学習、磯焼けの現状把握に取り組むとともに町内の宮城県漁協大谷本吉支所では、磯焼けが顕著に表れている漁場のウニを全て駆除し、養殖したコンブの設置等を行いました。
- 2) 志津川地区では、海藻群落の衰退の現状把握と、海藻群落の回復の阻害要因である藻食動物の駆除を実施し、海藻群落の再生とアワビ（磯根）資源増大を図っています。
- 3) 女川地区では、女川町、宮城県漁協女川町支所、(独)水産総合研究センター、民間企業が連携して、磯焼け人工礁の再生、海藻バンク造成及び移植、磯焼け場のウニ除去・蓄養、ウニ蓄養法の確認、海藻着生基盤材への海藻繁殖効果確認を行っています。
- 4) 石巻地区では、宮城県漁協寄磯支所で、地先漁場及び寄磯漁港内で減少した藻場群落再生の試みとして、漁港内でコンブ設置による藻場再生試験を実施しています。

3 今度の展開

一度消失した海藻群落を再生させるためには、地区毎の「磯焼け」発生要因を取り除く必要があります。取組には様々な技術と労力を要しますが、県、市町、漁協等による試験や活動は、今後も継続して行われていくことになっています。県では、貴重なアワビ、ウニ等の磯根資源の維持・増大のためにも、「磯焼け」解消に向けたソフト、ハード事業を推進していきます。

(水産業基盤整備課)